

木造住宅 耐震診断 補助制度のご案内



小平市では、耐震化を積極的に進めていただくため、耐震診断に要する費用の一部を補助しています。

予算には限りがあることから、ご利用される方はお早めにご相談ください。
なお、申請の受付期間は4月1日から11月末までを予定しています。

【令和7年度より、除却の補助金を利用する場合の簡易な耐震診断を補助の対象に加えました。また、補助制度を利用する方の当初の負担を軽減する委任払い制度を開始しました。】

補助金の額

診断費用（消費税を除く。）の4分の3に相当する額で、上限15万円です。
（診断の費用は診断機関、診断の種類、住宅の規模・程度によって異なります。）

耐震診断
費用

補 助 金
診断費用の3/4
（上限15万円）

所有者負担

補助対象住宅

補助対象とする住宅は、次のどちらかの要件を満たしており、これまでにこの制度に基づく補助金の交付を受けていない住宅です。

※簡易な耐震診断の結果は①の住宅の除却の補助金に利用でき、耐震改修の補助金には利用できません。

①旧耐震基準の住宅

- ☐ 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手されたもの
- ☐ 現に居住している木造の住宅、共同住宅及び併用住宅

②新耐震基準の住宅

- ☐ 昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に新築の工事に着手されたもの
- ☐ 現に居住している平屋建て又は2階建てのもので、在来軸組工法の木造の住宅、共同住宅及び併用住宅
※2×4工法や3階建てなどの木造住宅は対象外となります。詳しくはお問合ください。

補助対象者

補助対象者は、補助対象住宅を所有する個人です。（複数の個人が共有する場合を含む。）
なお、法人が所有している住宅は対象となりません。

診断機関

耐震診断を行う機関は、次のいずれかとなります。これら以外の診断機関による診断は、補助の対象となりません。

※簡易な耐震診断は①の診断機関のみが対象です。

- ①社団法人東京都建築士事務所協会北部支部の会員である建築士事務所
- ②東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づく耐震診断事務所

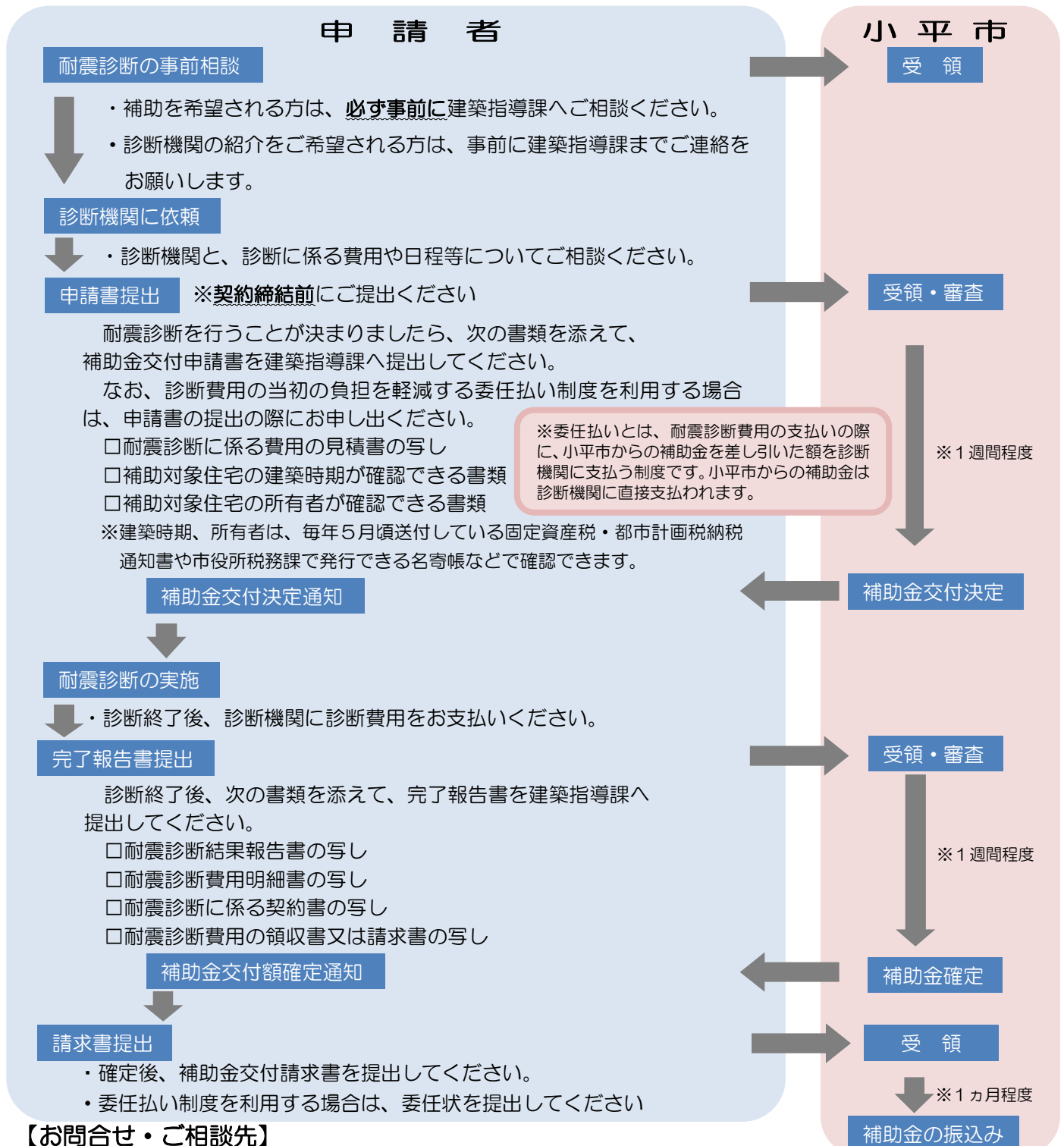


その他

制度の詳細については、小平市建築指導課にてご確認ください。
また、診断機関の紹介も行っています。ご希望の際にはご相談ください。

耐震診断補助の手続きの流れ

※交付決定前に、耐震診断に係る契約を締結した場合は補助の対象となりませんのでご注意ください。



【お問合せ・ご相談先】

小平市 都市開発部 建築指導課（市役所4階）

〒187-8701 小平市小川町2-1333 TEL 042-312-1145

窓口にお越しの場合は、事前にお電話で日時を調整のうえお越しください。